

第 47 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2016 年 5 月 8 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 関西学院大学で大量の雇い止め p. 1	2. 関西大学で雇い止め撤回 p. 2
3. 組合総会、開催 p. 2	4. 関西大学と定期交渉 p. 2～3
5. 龍谷大学と定期交渉 p. 3	6. 立命館大学と共同団交 p. 3～4

関西学院大学社会学部で大量の雇い止め!!

関西学院大学社会学部で、カリキュラム再編のためと称して、英語の非常勤講師をいったん全員雇い止めにして、新しい非常勤講師を公募で採用しました。その結果、このままでは 23 名の現役の非常勤講師のうち 20 名が、16 年度または 17 年度で雇い止めになることがわかりました。組合は、このような事態が起こっていると Aさんから労働相談があり、年明けの 1 月 13 日と 3 月 30 日に同大学と団体交渉をおこないました。

社会学部の説明では、昨年 7 月 21 日に非常勤講師に対する説明会を開催し、英語のカリキュラムが「英語 A・B、英語表現 A・B」から「English Communication A～D」に変更されることを非常勤講師に伝えました。しかし、その時点では全員が一度雇い止めになることは伝えられていませんでした。そして、9 月 14 日の教授会で全員いったん雇い止めをすることを正式決定し、9 月 15 日に非常勤講師への説明会を開催し、その段階で初めて現在の非常勤講師については全員いったん雇い止めになり、新カリキュラムを担当する非常勤講師を全員公募で採用することが伝えられました。団体交渉で、社会学部教務担当副学部長は全部で 55 名の公募があったが

現役の非常勤講師は 23 名中 15 名が公募に応じた、8 名は最初から公募に応じなかった。公募に応じた 15 名のうち 1 次合格者は 12 名であった。そして、最終的に合格した現役の非常勤講師は 3 名であった、と説明しました。

今年度は 2 回生以上の旧カリキュラムが残るので全員すぐには雇い止めになりませんが、このままでは旧カリキュラムがなくなる次年度は合格した 3 名以外は全員の雇い止めになります。これについて団体交渉の席上、社会学部副学部長も「そういうことになる。」と回答しました。また、2 回目の団体交渉で新規採用者の 14 名のうち 6 名が同大学の他学部やランゲージセンターの人が採用されていることがわかりました。

組合は、このような大量雇い止めは労働契約法 19 条に反し明らかに違法と追及しました。また、この件で大学は交渉している他の労働組合との間で、「労働諸関係法を遵守する。」との和解協定書を結んでいます。これは当組合にも当然適用されるので、法律を遵守し雇用継続を希望する非常勤講師全員を次年度も雇用するよう追及していきます。

(文責・江尻)

関西大学で雇い止め撤回!!

Bさんは、関西大学に非常勤講師として18年間勤務してきましたが、昨年末の12月になって、専任教員から突然メールでカリキュラムが変わるといふ理由で2016年度の雇い止めを通告されました。Bさんは組合と相談し、組合は昨年12月16日の定期交渉の場で、雇い止めの撤回を要求しました。同大学と当組合はこれまでの定期交渉で「非常勤講師に対する正当な理由のない一方的な雇い止め、コマ数減をおこなわない」、また「やむをえない理由で雇い止め・減ゴマが生じる場合には、該当する非常勤講師にたいして早期に十分な説明を行なうこと。またこのことを専任教員に周知徹底すること。」ということを双

方で確認してきましたが、今回の行為はこの約束に反していると追及しました。団体交渉の場で大学側は調査して対処すると回答しました。

1月に入って大学側から電話で「①2016年度については、今年と同じ2クラスを担当してもらおう。②17年度についてはカリキュラムの再編があり新科目を開設するので、その担当者は任用審査によって決める。③16年度について受講生が少ない場合は減ゴマになるかもしれない。」という回答がありました。問題は残っていますが、とりあえず2016年度の雇い止めは撤回されました。 (文責・江尻)

組合総会、開催

3月29日にエルおおさかで、今年度の組合総会が多数の組合員が参加し開催されました。議長を選出し、来賓として下地関西私大教連執行委員、松村首都圏組合委員長、高森東海圏組合委員長代理からあいさつがありました。次いで総会に参加した組合員の自己紹介、近況報告がありました。

その後、江尻書記長から2015年活動報告と16年度活動方針が提案されました。昨年度は立命館大学で5年上限の「授業担当講師」の導入、同志社大学で非常勤講師に「大学教員任期法」の適用、神戸大学でのクーリ

ング問題、関西学院大学での大量雇い止め問題などが起こりましたが、今年度もこれらの撤回を目指す運動を強める方針が提案されました。また、大嶋会計責任者から昨年度の会計報告があり、カンパの増加と組合経費の節減に努めた結果、黒字になったと報告がありました。活動報告と方針、会計報告と予算が採決され承認されました。最後に今年度の執行委員選出の選挙がおこなわれ、新屋敷委員長などが再選されました。総会后、近くの居酒屋で多数参加し懇親会がおこなわれました。 (文責・江尻)

関西大学と定期交渉

昨年の12月16日に関西大学と定期交渉をおこないました。大学側から池内理事長が

出席し回答しました。主な回答は以下の通りです。

①労働契約法 18 条の法の趣旨は遵守する。現在、「検討プロジェクト」チームで検討中と回答しました。理事長は、今後、有期雇用法制がどうなるかわからない、無期転換権が発生してもどの程度それを行使するかわからないので慎重に対応を検討していると回答。

②非常勤講師の賃上げは考えていない。「勤務手当」の廃止については、大学の各種手当の縮小、廃止の方向であるが、「勤務手当」については廃止しないと回答。

③非常勤講師の私学共済への加入について、法令に基づいて加入できるが非常勤講師は加入できる条件にない。組合としては、非常勤講師の労働時間を 1 コマ 90 分で計算するのではなく、授業準備や小テストの採点等合わせて労働時間にカウントするよう要求しました。大学は研究すると回答。

④メールボックスを専任教員並みのものにするについて、組合が実際に設置できるかどうか調査し大学側に要求することになりました。
(文責・江尻)

龍谷大学との定期団交

3 月 22 日の龍谷大学との団交結果は以下のとおりです。

①非常勤現行採用上限は 68 歳だが、上限をあげるのか、下げるのかについて検討中とのこと。

②非常勤の契約期間に上限をつけないことを再確認した。ただし、特殊科目担当者の無期転換権については検討中とのこと。

③賃金を 500 円でもいいからアップせよとの要求に「研究する」。財政が苦しく学費を 4 万円も値上げしたが、専任・非常勤を問わず、人件費カットはしない。

④クォーター制は今のところ導入する計画は

ない。

⑤組合「次年度契約に関する連絡が遅い。控室に電子レンジをおいてほしい」。回答「検討する。次回からこの手の要望は苦情処理制度を利用してほしい」。(なお、後日、前者については関係者に遅くならないように周知徹底する、後者については控室で飲食を妨げるものではないがレンジは置く予定なしとの回答が来た)

⑥マイナンバーの提供をお願いしているが、出されなくても問題(罰則)はない。

(文責 長澤)

立命の新就業規則に反対する三者共同団交

今年 4 月から始まる「授業担当講師」の導入に反対するため、当組合と「ぼちぼち」・ゼネラルユニオンとが三者共同で法人と団交しました(3 月 30 日)。

①組合は、「昨年の労働者代表選挙におい

て投票率が過半数に達していなかった。この件について京都上労基署に確認すると、これでは過半数代表と認めることはできないということであった。であるから、今年の労働者代表選挙を待って、少なくとも一年間は導入

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

を遅らせよ」と主張しましたが、法人側弁護士は「労基署に確認したが、問題なしといわれた」と回答しました(しかし、どの労基署に確認したかは回答を拒否)。

②組合が授業担当講師導入の目的をあらためて尋ねたところ、法人は「専任率を上げるためだが、五年有期とする合理的理由はない」と回答しました。

③「授業担当講師制度は脱法行為である」との組合側の主張に対して、法人側弁護士は「脱法意図があっても問題なし」と回答しました。

現在、再度、法人に三者共同の質問状を送って回答を待っているところです。

(文責 長澤)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにもあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(-)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任教も)		

組合費：10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費：1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

